

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課・農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結果報告および意見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	(6) [農政水産部] 滋賀県農林水産試験研究推進計画の総括について (指摘6) 研究推進計画は平成23 年度から平成27 年度までの5 年間で計画期間とする計画であるが、計画期間終了後の総括がなされていない。計画を立てればPDCAサイクルを廻して計画に対する結果をチェックする必要がある、チェックをしなければアクションもない。研究推進計画は上位計画である滋賀県農業・水産業新戦略プランに沿って策定されたものであり5 年計画の総括は必要不可欠と考える。	試験研究推進計画については、毎年の評価のみにとどまり、5 カ年間の総括評価ができていなかった。 平成23年度から平成27年度までの研究推進計画について5 カ年間の総括評価を実施し、現行の研究推進計画 (平成28年度から平成32年度) への反映状況に漏れがないことを確認した。今後は、現行の研究推進計画の総括評価を実施し、PDCAサイクルを回して、計画に対する結果をチェックしていく。
	(7) [農業関係各試験研究機関] 試験研究課題評価ルールについて (指摘7) 試験研究課題の評価につき、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場はいずれも「評価実施要領」「評価実施細則」に定められたルールどおりに運用されていない。評価作業による無駄を排除し、かつ、効率的・効果的な研究評価を実施するため、各試験研究機関の勝手な運用を見直し、標準化を徹底する必要がある。	「滋賀県立試験研究機関等の研究に関する評価指針」では、外部評価の対象については、試験研究機関もしくは試験研究所管部が定める重点的な試験研究課題を対象とする旨規定されている。よって、全ての新規研究課題については、現状どおり外部評価において事前評価を受けることとし、中間・事後・追跡評価については、重点的な課題を評価の対象とするよう「評価実施要領」「評価実施細則」を平成29年6月に改定した。各試験研究機関において、平成29年度からこれに基づき試験研究課題の評価を実施している。今後も改定した「評価実施要領」「評価実施細則」に基づき、評価を実施し、効率的・効果的な試験研究を実施していく。

※監査終了時点で改善済みの事項は、「結果報告および意見」欄に「(対応済)」と記載

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課・農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	(8) [農業関係各試験研究機関] 研究課題の評価にかかる客観的な評価について (指摘8) 研究課題の評価にかかる◎、○、△は年度ごとの進捗管理として成果を評価しているものである。研究成果としての経済効果を指標とする必要はないが、第三者も理解し得る透明性のある客観的な評価を実施すべきと考える。	試験研究課題ごとに当該年度の研究目標項目を評価様式に追加し、研究目標と成果を比較できるようにした。併せて、評価についても◎ (目標以上の成果であった(100%以上))、○ (ほぼ目標どおりの成果であった(80%以上100%未満))、△ (目標の半ば程度以上の成果であった (50%以上80%未満))、× (目標の半ば程度以下の成果であった (50%未満)) の4段階の評価とし、その評価基準を整理するなど、第三者も理解し得る客観的な評価を実施するよう改善した。 この評価方法に基づき、平成28年度の研究課題から実施しており、今後も第三者にも理解し得る客観的な評価を実施していく。
	(9) [農政水産部] 外部評価のあり方について (指摘9) 外部評価委員10名のうち、畜産、水産は各2名となっている。委員の方が欠席された場合、畜産、水産は、その年度の評価については各分野の専門家は1名のみでの対応になってしまうことになる。外部評価が機能するためには、研究課題実施要領に記載のとおり、「各専門分野の有識者等」により評価されなければならないと考える。 また、農業関係の試験研究機関は、いずれも農業、畜産、水産の各産業に密着した試験研究を実施しており、その意味では、研究成果を受け入れる実際の担い手が必要とする研究課題であることが極めて重要となってくる。生産・流通・消費関係からの委員を選任しているものの、実際の各産業の担い手を代表しているとはいえない。外部評価のあり方を再検討いただきたい。	外部評価については、畜産、水産分野の有識者の委員を増やすとともに、研究成果の受け入れ先である各分野の担い手も委員に追加し、農林水産関係試験研究外部評価委員設置要領を改定した。 現行外部評価委員の任期満了後 (平成30年9月1日) から新たな外部評価委員により評価を実施していく。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課・農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	(10)「農業関係各試験研究機関」試験研究成果の定量的評価の徹底について(指摘10) 事前評価調書において「期待される成果」の記載欄があり、そこには「最終的な技術開発の目標や到達点、成果の活用方策、波及効果等について、数値等を用いてできるだけ具体的に記載する。」としているが、監査人が事前評価調書を査閲しても数値等を用いて具体的に記載されているものは非常に少ない。また、事後評価調書では、当初期待された成果に対する「研究の成果」「成果の活用」を記載する仕組みになっているが、数値等を用いた記載が少ないため客観性に欠ける。追跡調査も含め試験研究成果の定量的な評価が可能なものについてはその徹底を図るなどの改善が必要と考える。	平成29年6月に農林水産関係試験研究課題評価実施細則を改定し、事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価の各調書様式において、「期待される効果」や「研究成果の活用」等の記載欄に関連目標数値を記入するよう様式を改め、平成29年度の評価調書から記入している。 今後も数値目標の設定が可能な研究課題については、その記入を徹底することにより、試験研究成果の定量的な評価を実施していく。
	(11)「農業技術振興センター」花・果樹研究部の見直しについて(指摘11) 花・果樹研究部については、育苗施設等の空き施設を有効利用したポット栽培や、低樹高栽培、根域制限栽培等の早期成園化技術の研究が増加していることから、現在、試験研究用に植樹している果樹等は、すべてが必要不可欠なものであるのかをしっかりと見直し、必要最小限の規模に見直す必要がある。ほ場を縮小すれば肥料農薬等のコスト削減になるとともに、メンテナンスのための雇用職員も少なくてすむ。	県では、都市近郊の立地条件を活かし、「滋賀県農業・水産業基本計画」において、集客力のある果樹の生産拡大を推進することとしており、花・果樹研究部での技術開発等の研究は重要であると考えている。 監査の指摘も踏まえ、これからの研究内容を整理した結果、花・果樹研究部では、課題が解決されつつある柿の研究を縮小する一方で、ブドウ、ナシ、モモ等の早期成園化や生産性向上などの試験を継続するとともに、新たな需要の見込まれるワイン用ブドウなど6次産業化に資する加工用果樹の研究を進めるとした。 今後見込まれる研究内容の変化に合わせて、ほ場の利用計画等のローテーションを見直すことから、現状のほ場面積において、計画的に伐採・新植を行い、効果的、効率的なほ場運営に努める。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業経営課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	(12)「農業技術振興センター」茶業指導所の見直しについて(指摘12) 茶産出額の低下や担い手の減少に伴い、茶業指導所の規模を見直す時期に来ているのではないかと考える。県は32,090㎡のほ場が必要とするが、すべて必要不可欠なのであろうか。民間ではできない有機栽培茶園の研究等は必要と考えるが、一般の研究茶園は縮小し、甲賀市への賃借料の削減を図るとともに、農薬や人件費のコスト削減に取り組むべきと考える。	県では本県のブランド品目である近江の茶の生産を振興するため、担い手への効率的な茶園集積、海外への輸出、新品種の導入、新商品開発をはじめとする様々な取組を推進しており、茶業指導所での技術開発等の研究は重要であると考えている。 監査の指摘も踏まえ、これからの研究内容を整理した結果、茶業指導所では、実需者ニーズにこたえる有機栽培の研究や新香味茶などの加工技術の研究を重点的に進めるとした。 今後、有機栽培茶園を拡大するなどその時々課題に応じてこれらの研究内容を変化させていくが、試験研究に支障をきたさない範囲で、一般の研究茶園のうちほ場条件の悪い茶園を一部縮小し、効果的、効率的なほ場運営に努める。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業経営課・畜産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
収支の状況について	(2) [農業技術振興センター] 生産物販売代金の管理について (指摘14) 農業技術振興センターにおける生産物の販売代金が、担当部長職を代表とした県との販売契約に基づき、ロッカー又は職員代表の個人名義の預金口座に保管されている。現状の手続は滋賀県財務規則53条6項の趣旨に照らして問題がある。 また、保管した現金をいったん職員の個人名義の預金口座に預け入れ、後日そこから納入通知書をもって県に納入するという二重の入金事務を見直すべきである。	包括外部監査の指摘を受け、平成29年度からは、職員代表者の預金口座による一時保管を廃止するとともに、現金取扱員を設置し、収入の発生都度、生産物販売代金を直接県へ納入するよう改善した。
	(3) [畜産技術振興センター] 近江しゃも種卵の上乗せ無償供給について (指摘15) (対応済) 畜産技術振興センターから孵化業者に対して、近江しゃもの種卵がその譲渡の都度、おおむね数十個から300個程度が上乗せ無償供給されている。 孵化を行うことができる県内企業が1社しかない事情があるとはいえ、県が特定の企業に対し、サービスと称して種卵を上乗せ供給するのは不適切である。早急に透明性の高い取引に是正しなければならない。 なお、本報告書作成に至るまでの経緯において、この指摘事項を踏まえて、平成29年1月よりこの「サービス」の種卵供給は停止されており、孵化率80%を勘案し雛の申込数に応じた必要種卵数を譲渡し請求する事務へと変更されていることを申し添えておく。	近江しゃもの種卵供給においては、平成29年1月から上乗せ無償供給をとりやめ、ふ化率を勘案した必要種卵数のみを供給するよう是正した。 今後も適正な業務運営に努める。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属 畜産課・水産課

一 項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
収支の状況について	(4) [畜産技術振興センター] 近江しゃも食卵の譲渡価格について (指摘16) (対応済) 近江しゃもの食卵の県民・県職員への販売単価について、平成21年より変更されておらず、価格改定の仕組みが機能していない。県民・県職員への食卵販売について、市場価格と連動した価格改定の仕組みを構築し、価格の合理性を高めなければならない。なお、平成29年1月よりこの食卵の販売単価については市場価格（総務省「小売物価統計調査」）を反映したものに改正された。 (5) [醒井養鱒場] 指定管理者の人件費の配賦方法について (指摘17) (対応済) 醒井養鱒場について、指定管理者である滋賀県漁連の人件費の自主事業・指定管理事業への配賦基準に疑義があるが、県として確認・指導がなされていない。醒井養鱒場の指定管理料は、指定管理事業が赤字部門として報告されていることもあり平成25年度の指定管理制度導入時に設定された年間22,500千円のまま維持されているが、人件費の実態を考慮すれば削減の余地がある可能性がある。 指定管理者である滋賀県漁連の常勤理事は1名のみであるが、その常勤理事は県OBであり、収支報告に対するチェックが十分でなく、指定管理料も一定額で固定されている現状も考慮すると、県OBの天下り先に対するチェック機能が有効に働いていない、と県民に疑念を抱かれかねない。そのようなことの無いよう、指定管理者に対する評価のあり方を再確認願いたい。なお、人件費の配賦については指定管理者に対する実地調査のチェックリストによる確認について新たに「人件費の配賦基準」がチェック項目として追加されている。	食卵販売においては、平成29年1月からは総務省の「小売物価統計調査」をもとに、市場価格を反映した販売単価を算出し譲渡するよう改正した。今後も適正な業務運営に努める。 醒井養鱒場の人件費の配賦において、自主事業と指定管理事業への配賦に対するチェックが十分ではなかった。このため、指定管理事業に対する実地調査チェックリストに「人件費の配賦基準」を項目として追加するとともに、県漁連に適切な処理を指示した。平成29年5月に平成28年度指定管理事業報告書に対する現地調査を、また12月には平成29年度上半期分の現地調査を実施し、人件費の配賦が適切に行われていることを確認した。今後も指定管理者への指導とチェックを入念に進めていく。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に、対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
人件費の状況について	(1) [試験研究機関全般] 研究毎に投下された職員費の把握について (指摘18) 試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間 (いくらの人件費を)」投下したかを把握しなければならない。 例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。	平成29年度の職務分担表に各職員が担当する試験研究課題や事業名を具体的に標記し、4月、12月に分担割合を見直し、さらに年度末にも業務量をチェックすることで、各研究職員の人件費を研究課題ごとに把握するよう改善を図った。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 畜産課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
固定資産管理の状況について	(2) [琵琶湖博物館] [水産試験場] 重要物品以外の現物確認について (指摘20) 重要物品以外の備品については、定期的な現物確認が行われていないが、備品紛失のリスクを未然に防ぐためにも現物確認を行う必要がある。現物確認の実施方法については、数年でローテーションするなど実施可能なルールを作成しておくことが必要である。	供用物品の点検リストを整備し、平成29年～30年度に全物品を現物確認する計画を立てて確認作業を行っている。指定管理事業で貸付中の物品を除く1,178件のうち、平成29年12月末段階で748件の確認を終えた。引き続き確認作業を進めて平成30年度中に終える予定である。また平成31年度以降は4年で全物品を一巡する計画で毎年確認を行う。 指定管理者に貸付中の備品は指定管理者との間で締結した基本協定および仕様書において、指定管理者が善良な管理者の注意をもって管理し、常に良好な状態に保つこと、滅失やき損が生じた場合には直ちに県に報告すること、現在の指定管理期間が終了する平成32年度末には良好な状態で県に返納することを定めている。返納を受ける際には指定管理者と県の両方で現物確認を行う。
	(5) [畜産技術振興センター] 公有財産台帳への登録について (指摘23) (対応済) ほ場にあるタワーサイロ (故障中) については、工作物として登録されていないが、税金を利用して建設された建築物であるため公有財産台帳に記入する必要がある。	公有財産台帳への記載漏れであり、直ちに記載した。
	(6) [水産試験場] 不明備品の供用物品一覧表からの削除について (指摘24) (対応済) 現物確認を実施した結果、2点が確認できないため、供用物品一覧表から削除する必要がある。	確認できなかった2点は平成29年1月に供用物品一覧表から削除した。今後も備品の適切な管理に努める。 なお、全物品について登録簿と現物の照合作業を進めていることに加えて、定期的な現物確認のルールを定めた。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
固定資産管理の状況について (7) 毒劇物関係について	①規定関係について (7) [琵琶湖博物館] [東北部工技センター] [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 棚卸実施に関する文言について (指摘25) (対応済) 琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の棚卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨がないため記載する必要がある。	従来実施していた年1回の棚卸しについて、環境管理マニュアルに「年一回以上の棚卸しを実施し、定期的な在庫量の把握に努める。」と記載した。
	② [琵琶湖博物館] [水産試験場] 棚卸しの実施について (指摘27) (対応済) 必ず年1回は、毒劇物の棚卸しを実施することにより、適切な管理が行われていることを確認することが必要である。	平成29年1月に水産試験場における環境管理マニュアルおよび薬品管理指示書を改訂して毎年1回定期的に毒物および劇物の在庫確認することを明記し、平成28年度は平成29年3月までに在庫確認を実施した。平成29年度も平成30年1月に在庫確認を行い、今後毎年度1回の在庫確認を行う。
	③ [琵琶湖博物館] [畜産技術振興センター] 長期末利用毒劇物の廃棄について (指摘28) 10年以上長期末利用の毒劇物を保有しているが、必要性がないのであれば廃棄する必要がある。	毒劇物の管理において、必要でないものについては、計画的かつ可能な限り速やかに廃棄処分を進めるため、平成30年度から対応することとしている。 今後も引き続き計画的な廃棄処分を進めるとともに適切な管理に努めていく。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 畜産課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
固定資産管理の状況について (7) 毒劇物関係について	⑤〔畜産技術振興センター〕管理帳簿の確認について(指摘30) (対応済) サンプルで確認した結果、単純ミスではあるが帳簿の記載誤りが確認されたため、改めて帳簿の記載内容を確認する必要がある。	管理帳簿への記載ミスがあり、改めて現物を確認し管理帳簿の訂正を行った。併せて、今後も記載ミスが発生しないよう、帳簿様式を改定し適切な管理に努める。 なお、平成29年10月には棚卸をし、記載ミスがないことを改めて確認している。
	⑥〔水産試験場〕管理帳簿の確認について(指摘31) (対応済) 廃棄した薬品について、管理台帳にその旨の記載がなされておらず、管理換えについても移管元にその旨の記載がない。毒劇物の危険性を踏まえ、管理簿の記載を適切に行う必要がある。	薬品の廃棄を法に則って適切に処理したものの、その結果を薬品受払簿に反映出来ていなかったもので、漏れていた記載の追記を行った。 今後は記載漏れが起きないように、薬品受払簿への記入を徹底し、薬品の在庫確認時に合わせて薬品受払簿の記載内容の確認を行う。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	(8) [水産試験場] 優先的試験研究課題の明確化について (意見8) 水産試験場の試験研究課題は魚種別に実施しているものが多い。全体的視野から問題解決を図るためには、従来の魚種別対応区分を見直し、水産業全体の現状から優先的研究課題を明確にし、予算や人材を投入する必要があると考える。	滋賀県の水産業は特定の水産魚種に特化しているのではなく、固有種をはじめとする多種多様な水産生物を対象にしているのが特徴である。しかし現在は琵琶湖や河川において、漁場環境の悪化、有害外来生物の繁殖、新型疾病の蔓延など、さまざまな喫緊の課題が同時多発的に起こり、これらが複合的に作用して多くの魚介類で漁獲量の減少が見られ本県の水産業に大きな影響が生じている。これらの様々なマイナス要因に対して、全体的視野から問題解決を図るためには、一つの課題だけが解決されても他のマイナス要因が存在する限り、漁獲量の増加による水産業の振興は達成できないと考える。 しかしながら、予算や人材にも限度があることから、行政部局と連携し、より効果的な施策につながるように、研究課題の選択と集中を考慮していく。平成30年度予算においては、前年度のアユ不漁を受けた原因究明を最優先課題として取り組んでいる。
	(9) [水産試験場] 醒井養鱒場のあり方について (意見9) 公の施設見直し計画をうけて構成された醒井養鱒場検討委員会のメンバーのなかには、醒井養鱒場から独立した第三者はおらず、メンバーはいずれも醒井養鱒場の維持、推進の方向性を指示する方と推察される。当該メンバーで、醒井養鱒場の廃止、民間譲渡等の結論が出るとは考えにくい。本来は、費用対効果を検討し得る民間人等の第三者を構成員とすべきであったと考える。「段階的な民間移管」として滋賀県漁業協同組合連合会への指定管理制度に移行しているが、醒井養鱒場のあり方は引き続き検討することが望まれる。	醒井養鱒場検討委員会の検討（平成22年4月）以降も、民間への貸付など収支やリスクを考慮し検討してきた結果、指定管理者制度を導入した。ビワマスほかの優良系統の保持・増殖による河川漁業や県内養殖業への安全かつ安定的な種苗提供は、県の責任において実施すべきである（県外種苗導入による遺伝的攪乱も避ける必要あり）。また、米原市から県立施設として存続要望も出されており、観光による地域振興も考慮しつつ、引き続き醒井養鱒場のあり方を検討していく。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	(10) [水産試験場] 醒井養鱒場の指定管理者制度について (意見10) 醒井養鱒場は平成25年度より指定管理者制度に移行しているが、指定管理料の契約額は平成28年度から平成32年度まで、毎年22,500千円で契約されている。財産収入等を差し引いた一般財源ベースでは、一定のコスト削減がなされているとのことであるが、指定管理者制度は民間の手法を取り入れ、コスト削減等の効果的・効率的運営を目指すものであり、指定管理者制度を継続するのであれば、指定管理料の見直しを含め一層のコスト削減に努める必要がある。	一般財源ベースでの比較において、指定管理者制度の導入前後において3,000千円以上の削減となっており、同制度の効果は現れていると判断している。また、地域の方と協働で年4回のマス祭の開催（七夕・冬季を追加）や「養鱒の里で親子ふれあい体験」の実施、ルア一釣り場への集客などの工夫により、観覧事業の充実を図っている。河川の遊漁者数が漸減傾向にある中での放流用のマス類の効率的な生産など、指定管理者とともにコスト意識をもって進めていく。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課・畜産課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況について	(1) [滋賀県] 知的財産管理体制の整備について (意見 11) 試験研究機関が有する知的財産は県有財産であり、自治体の財産である。知的財産の活用や保護を行い、そして他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。 なお、例えば企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権侵害に注意する必要があるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。	各試験研究機関での知的財産管理担当者の設置や知的財産ポリシーを策定するなど管理体制の整備を進めている。引き続き、研修の活用や必要に応じて弁理士の活用や知的財産管理に係る予算化を行うなど管理体制の充実に努めていく。
	(4) [畜産技術振興センター] 種卵の販売取引のあり方について (意見14) 地場産業育成の観点から、生産者が求める雛の数から必要な種卵数を算出するのは、畜産技術振興センターではなく民間で行えるように指導・支援することが望まれる。 また、取引の簡潔明朗さを重視する観点から、ひな1羽当たり25円の負担金のやりとりについて生産者から近江しゃも普及推進協議会に直接支払うこと、さらに、(一社) 滋賀県畜産振興協会との取引や関与内容等、種卵販売取引の透明性を一層図ることを指導願いたい。	地場産業育成の観点から、生産者自らが、求める雛の数から必要な種卵数を算出し注文できるよう指導を行った結果、平成29年4月から必要な種卵数の注文を受けるよう改めた。 負担金については、民間組織間のことではあるが、取引の透明性をより高める意味からも、団体指導および支援を通じて調整している。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
固定資産管理の状況について	(2) [滋賀県] 研究用備品の有効活用について (意見18) 研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。 利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。	試験用備品については、物品・役務電子調達システムにより、他の県機関でも把握することができることから、他機関からの利用希望があれば、使用頻度や利用状況を踏まえながら、「琵琶湖と滋賀県に関する連絡会議」における「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に準じて、備品の有効利用に努めるとともに、積極的に他機関の備品の有効利用に努めている。
	(3) [滋賀県] 新建造船舶の共同利用について (意見19) 琵琶湖の同じ地域を測定するにも係わらず、研究目的が違ふなどの理由により、各試験研究機関が船舶を保有している。中には運行日数も少なく有効に利用されていないものも存在しているため、今後、研究用の船舶を建造する際には、研究機関相互での共同利用についても検討していくことが必要である。	将来、新たな船舶を建造する必要が生じた際には、他の研究機関と共同利用する可能性を含めて検討する。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業経営課・畜産課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
固定資産管理の状況について	(5) [琵琶湖博物館] [工技総合センター] [東北部工技センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 研究用備品の利用状況の把握について (意見21) 研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握はされていない。一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていくことが必要である。	重要物品については、年度ごとに使用状況や未利用期間、廃棄予定等を記入した確認簿等を作成するなどし、利用状況を把握しているところ。その上で、長期間利用されていない物品について、平成29年度には廃棄処分も行っており、今後も他の研究機関での活用可能性の検討や、売却、廃棄等の検討を行う。
	(6) [各施設共通] 研究用備品の損害保険契約について (意見22) 各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。万が一火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。	試験研究にかかる重要物品の災害に伴う損害リスクと保険の加入費用について比較検討等を行った結果、従前どおりの管理とする。なお、今後も情報収集に努め、必要に応じて保険加入の検討を行う。

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業経営課・水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
固定資産管理の状況について	(10) [水産試験場] 船舶「琵琶湖丸」の有効利用について(意見26) 保有している「琵琶湖丸」につき、月10日(年120日)の運行と保守関係のため170千円/月で船長を雇用している。しかし、予備日の必要性、保守時間など理解できる部分もあるが、現状では、年54日程度の利用で雇用契約日数の45%しか運行されていない。この雇用状況であれば、さらに運行日数を増やすことも可能と思われるため、定期的な調査運行以外の新たな研究への利用を図る必要がある。	湖上の調査ではエンジントラブルや航行機器の故障などが直接乗員の生命の危機につながることもあるため、船長が行う船舶の保守管理業務は運航業務と同等に重要な業務である。船の運航計画を立てる際には天候の急変等を考慮して予備日を確保しているが、船長は船が運航していない時には機関や船体のほか港湾施設の保守管理業務にあたっており、船長の雇用日数は有効に利用している。 また要綱には、場長が特に必要と認めた場合に「琵琶湖丸」船長が水産試験場が保有する他の調査船の運航および保守の業務を行うことも定めており、要綱に従って今後も船長の雇用契約日数を有効に利用していく。 なお、「琵琶湖丸」の運航日数は平成25～27年度の平均で年54日であったが、平成28年度はアユの不漁を契機に資源調査の拡充を図るなど新たな調査運航が加わり、運航日数が年71日に、さらに平成29年度は年93回の運航日数と増加している。また、平成29年1月以降の直近15か月間では、雇用契約日数の76%の運航があるなど、今後も引き続き「琵琶湖丸」の有効利用を図っていく。
固定資産管理の状況について (11) 毒劇物関係について	③ [工技総合センター] [農業技術振興センター] [水産試験場] 長期未利用毒劇物の廃棄について(意見29) 10年以上長期未利用の毒劇物の廃棄を継続的に行われているが、依然として保有されているため引き続き廃棄する必要がある。	長期間使用されていない不要になった毒物、劇物については、過年度から順次廃棄を進めている。今後も引き続き、必要性を精査して、不要になった薬品などについては、予算を確保しながら、廃棄していく。